

（仮称）新南部工場施設整備・運営事業

リスク管理方針書

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

福岡都市圏南部環境事業組合

1．リスク管理方針書の目的

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）は、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に則り、D B O（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施する。

この事業を効率的かつ円滑に進めるためには、多種多様なリスクを組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業の実施に関するリスクを抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもとで、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、組合と民間事業者のリスク分担の考え方や対応策を検討することにより、リスクが顕在化した場合でも影響を最小限に留める仕組みを構築すること及びリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資することを目的とする。

2．事業リスクに係るリスク抽出シートの位置付け

「事業リスクに係るリスク抽出シート」に示すリスク内容は、平成 22 年 10 月に公表した実施方針（変更版）に示している「リスク分担表」のリスクを細分化したものであり、民間事業者との対面的対話等により意見交換を行った結果を踏まえて、平成 22 年 5 月に公表したリスク管理方針書（案）の内容を改定したものである。

「事業リスクに係るリスク抽出シート」は、当該リスクに対する契約などの当事者、契約等を含む内容、契約書等での適用箇所等を参考として示すものである。

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○は主たるリスク
は従たるリスクを示す)

項目	リスクの内容				民間建設請負事業者		民間事業者	リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法（組合での対応策）	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	契約書等での適用箇所	
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	組合	建設請負事業者	運営事業者									
1. 共通																
契約 ・基本協定 ・基本契約 ・建設請負契約 ・運営委託契約	1	組合の責による場合	組合の政策方針の転換、議会で未決や未承認、財政破綻による支援や債務の不履行等が発生した場合 組合等が策定した計画の策定、変更、瑕疵により事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費	○			大	民間事業者の実行済み費用（損害）の負担 但し議会にて事業契約の締結が否決された場合には、組合は当該損害を賠償する責を負わない	-	-	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 議会において、事業契約の締結が否決された場合には、事業契約は成立しないものとし、この場合において落札者に損害を生じた場合においても、組合は当該損害を賠償する責を負わないものとする。 ■ 組合及び落札者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	基本協定書第8条、第13条
	2		要求水準書等に誤りや不備により事業契約の締結が遅延した場合	事業契約調印の遅延、事業着手の遅延、新施設の稼動遅延等	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費	○			中	組合が遅延等に伴う費用等を負担	-	-	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 組合及び落札者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	基本協定書第13条
	3	民間の責による場合	構成員又は協力企業が、基本協定の締結前に入札参加資格を喪失した場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入札説明書	組合、構成員、協力企業	■ 落札者の決定後、構成員又は協力企業に対する指名停止措置は、契約の制限とならない。	入札説明書P15 -2-（8）-
	4		基本協定の締結後、事業契約の締結までの間に代表企業が入札参加資格を喪失した場合	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザー、事務等）		○	○	大	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	落札者を構成する各当事者の損害賠償に係る連帯責任による連約金支払いを規定	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、連約金を直ちに支払わなければならない。 ■ 組合に生じた損害額が連約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して連帯して損害賠償義務を負う。 ■ 落札者が既に解散しているときであっても、組合は落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負う。	基本協定書第6条	
	5		基本協定の締結後、事業契約の締結までの間に代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザー、事務等）		○	○	大	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	落札者を構成する各当事者の損害賠償に係る連帯責任による連約金支払いを規定（組合が構成員の変更を認めない場合）	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、連約金を直ちに支払わなければならない。 ■ 組合に生じた損害額が連約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して連帯して損害賠償義務を負う。 ■ 落札者が既に解散しているときであっても、組合は落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負う。	基本協定書第6条	
	6			構成員の変更に伴う事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費（遅延期間分）		○	○	中	構成員の再選定及び再契約に係る経費	組合が認めた場合、構成員の交代を可能とする旨を規定	入札説明書	組合、構成員	■ 組合が認めた場合に限り、当該構成員又は協力企業の交代を行い、契約を締結する。	入札説明書P15 -2-（8）-	
	7		協力企業が入札参加資格を喪失した場合	契約の見直し			○	○	小	協力企業再選定及び再契約に係る経費	組合が認めた場合、協力企業の交代を可能とする旨を規定	入札説明書	組合、協力企業	■ 組合が認めた場合に限り、当該構成員又は協力企業の交代を行い、契約を締結する。	入札説明書P15 -2-（8）-	
	8		民間事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由（契約手続きの未実行、契約内容の未履行、企業買収等による企業の変更等）により契約の締結に影響がある場合	契約の不締結、民間事業者の再選定、協議、再契約等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザー、事務等）		○	○	大	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	落札者を構成する各当事者の損害賠償に係る連帯責任による連約金支払いを規定	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、連約金を直ちに支払わなければならない。 ■ 組合に生じた損害額が連約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して連帯して損害賠償義務を負う。 ■ 落札者が既に解散しているときであっても、組合は落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負う。	基本協定書第6条	
	9			契約の見直し、協議による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費（遅延期間分）		○	○	中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	当該遅延の結果、組合に損害が生じた場合、落札者を構成する各当事者の損害賠償に係る連帯責任による負担を規定	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 組合及び落札者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	基本協定書第13条	
	10	組合、民間のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、提案内容の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○	○	○	大	損害の負担	損害の負担	双方が負担する旨を規定	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 組合及び落札者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、各自が支出した費用は、各自が負担する。	基本協定書第8条
	11		地震等の災害発生により提案内容の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○	○	○	大	損害の負担	損害の負担	双方が負担する旨を規定	基本協定	組合、構成員、協力企業	■ 組合及び落札者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、各自が支出した費用は、各自が負担する。	基本協定書第8条
制度、法改正		12	建設請負契約に係るリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○		大	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合は必要があるときには本件契約を解除することができる。 解除により建設請負事業者に損害が発生した場合、組合はその損害を負担する。	建設請負契約書第53条
	13		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	建設請負契約の見直し、協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○		中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 法令変更により要求水準書等の内容の変更が必要となった場合は、必要な変更を行うとともに、必要な場合は、工期・契約金額を変更し、建設請負事業者に追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。	建設請負契約書第22条	
	14	運営委託契約に係るリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○		大	組合が運営事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 法令変更のため、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、組合は本件契約を解除することができる。この場合、組合は、対応する委託料が支払われていない業務に対する委託料を速やかに支払う。	運営委託契約書第53条、第64条	
	15		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営委託契約の見直し、協議、事業内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る業務変更に係る経費	○		中	組合が運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 法令変更のため、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。	運営委託契約書第53条	
税制		16	建設請負契約に係るリスク	税制度の変更等により建設請負事業者における税負担が増加するリスク		税負担の増加	○		中	組合が税制変更に係る建設請負事業者の追加経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 税制変更により要求水準書等の内容の変更が必要となった場合は、必要な変更を行うとともに、必要な場合は、工期・契約金額を変更し、建設請負事業者に追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。	建設請負契約書第22条
	17	運営委託契約に係るリスク	税制度の変更等により運営事業者における税負担が増加するリスク			税負担の増加	○		中	組合が税制変更に係る運営事業者の追加経費を負担			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 税制変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、協議の上、組合は本件契約を解除することができる。この場合、組合は、対応する委託料が支払われていない業務に対する委託料を速やかに支払う。	運営委託契約書第53条
	18		運営事業者の利益に課される税（法人税等）の負担が増加するリスク			税負担の増加		○	中	運営事業者が税制変更に係る追加経費を負担	運営事業者が負担する旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 運営事業者は、自らの利益に課される税制度の変更による追加費用を負担する。	運営委託契約書第53条	

項目	リスクの内容					組合	民間		リスク の影響度	組合が負担するリスク への対応等	民間事業者が負担する リスクへの対応等	民間事業者が負担するも のを担保する方法 (組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	契約書等での適用箇所
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	建設 請負 事業者		運営 事業者									
政治	19	建設請負契約に係るリスク	組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○			大	組合が建設請負事業者の実行済み業務費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合が必要があるときには本件契約を解除することができる。 解除により建設請負事業者に損害が発生した場合、組合はその損害を負担する。	建設請負契約書 第53条
	20		組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の変更が必要になった場合	建設請負契約の見直し、協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			中	建設請負事業者の実行済み業務費			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合の事由により要求水準書等の内容の変更が必要となった場合は、必要な変更を行うとともに、必要な場合は、工期・契約金額を変更し、建設請負事業者に追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。	建設請負契約書 第22条
	21	運営委託契約に係るリスク	組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の実施が不可能となる場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○			大	運営事業者の実行済み業務費			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 組合が契約に違反し、その違反によって契約の履行が合理的に不可能となったと認められる場合は又は組合が契約に基づく債務の不履行を90日間継続したときは、運営事業者は契約解除ができ、運営事業者に損害は生じた場合は、組合に対してその損害額を請求できる。	運営委託契約書 第60条第1項、第63条
	22		組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の変更が必要になった場合	運営委託契約の見直し、協議、事業内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る業務変更に係る経費	○			中	運営事業者の実行済み業務費			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責により、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、組合は、運営事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。 ■ 組合が施設の一部につき契約解除する場合で、運営事業者に損害が生じる場合は、組合が損害を負担する。	運営委託契約書 第13条第2項、第62条
許認可	23	組合の責による場合	組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、事業の解除・遅延が発生した場合	許可申請等による事業の遅延、契約の解除	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザー、事務等）	○			大	民間事業者の実行済み業務費			建設請負契約 要求水準書	組合、建設請負事業者	■ 組合が必要な取得すべき許認可手続きの不備等により要求水準書の変更が必要になった場合は、組合は工期又は契約金額を変更し、建設請負事業者に損害が生じた場合はこれを負担する。 ■ 組合が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を組合に請求することができる。	建設請負契約書 第22条、第54条 要求水準書 第1章 第3節 3.1(2)、3.2(1)
	24	民間の責による場合	建設請負事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、民間作成する資料等の不備等により解除・遅延が発生した場合	許可申請等による事業の遅延、契約の解除	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザー、事務等）	○			大		組合が生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	組合に損害が生じた場合、建設請負事業者による負担を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者は必要な取得すべき許認可手続きを行う。 ■ 建設請負事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。その場合、建設請負事業者は、違約金を組合に支払わなければならない。	建設請負契約書 第49条第1項、同第2項、第51条
										組合に損害が生じた場合、建設請負事業者による負担を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 民間事業者は必要な取得すべき許認可手続きを行う。 ■ 民間事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。その場合、運営事業者は、違約金を組合に支払わなければならない。	運営委託契約書 第8条、第60条、第61条		
交付金等	25	民間の責による場合	事業者の事由により予定していた循環型社会形成推進交付金額が交付されないリスク、又は循環型社会形成推進交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	循環型社会形成推進交付金交付による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費、建設請負事業者の再選定及び再契約に係る経費	○			大		組合が生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	組合に損害が生じた場合、建設請負事業者による負担を規定	建設請負契約 要求水準書	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者は、循環型社会形成推進交付金の申請手続等に対し、必要資料の作成等の協力を行う（要求水準書）。 ■ 建設請負事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。その場合、建設請負事業者は、違約金を組合に支払わなければならない。	建設請負契約書 第49条第1項、同第2項、第51条 要求水準書 第1部 第1章 第2節 2.3(2)
	26	民間の責による場合	その他の事由により予定していた循環型社会形成推進交付金額が交付されないリスク、又は循環型社会形成推進交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	循環型社会形成推進交付金交付による事業の遅延、契約の解除	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費、建設請負事業者の再選定及び再契約に係る経費	○			大	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除			建設請負契約 要求水準書	組合、建設請負事業者	■ 組合は、循環型社会形成推進交付金の申請手続等を行う（要求水準書）。 ■ 組合が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を組合に請求することができる。	建設請負契約書 第22条、第54条 要求水準書 第1章 第3節 3.1(2)、3.2(2)
住民対応	27	建設請負契約に係るリスク	組合の責による場合	住民対応に伴う計画遅延や仕様の変更、本事業の実施状況の監視強化による仕様の変更を指示した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	○			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除			建設請負契約 要求水準書	組合、建設請負事業者	■ 組合は近隣住民の合意の取得、住民対応を行う。 ■ 組合が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を組合に請求することができる。	建設請負契約書 第22条、第54条 要求水準書 第1章 第3節 3.2(5) 要求水準書では住民対応について組合と民間事業者の連携によることを定めている。貴の所在により建設請負契約での対応が異なる。
	28		民間の責による場合	工事計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	○			中		組合が生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	当該遅延の結果により組合に損害が生じた場合、建設請負事業者による負担を規定	建設請負契約 要求水準書	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の責による住民クレームは建設請負事業者が対応する ■ 建設請負事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。その場合、建設請負事業者は、違約金を組合に支払わなければならない。	建設請負契約書 第22条、第51条 要求水準書 第1章 第3節 3.2(5) 要求水準書では住民対応について組合と建設請負事業者の連携によることを定めている。貴の所在により建設請負契約での対応が異なる。
	29		組合、民間のいずれの責にもよらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	○			小	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約 要求水準書	組合、建設請負事業者	■ 組合は近隣住民の合意の取得、住民対応を行う。 ■ 組合の責任及び費用負担において対応、解決を図る。	建設請負契約書 第22条 要求水準書 第1章 第3節 3.2(5) 要求水準書では住民対応について組合と建設請負事業者の連携によることを定めている。貴の所在により建設請負契約での対応が異なる。
	30	運営委託契約に係るリスク	組合、民間のいずれの責にもよらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	○			小	組合が運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営委託契約 要求水準書	組合、運営事業者	■ 組合は近隣住民の合意の取得、住民対応を行う。 ■ 組合の責任及び費用負担において対応、解決を図る。	運営委託契約書 第7条第2項 要求水準書 第1章 第3節 3.3(5) 要求水準書では住民対応について組合と運営事業者の連携によることを定めている。貴の所在により運営委託契約での対応が異なる。
	31		民間の責による場合	運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費	○			中	組合が生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	当該遅延の結果により組合に損害が生じた場合、運営事業者による負担を規定	運営委託契約 要求水準書	組合、運営事業者	■ 運営事業者の責めに帰すべき事由により住民等の苦情などが発生した場合、自己の責任及び費用において解決を図る。	運営委託契約書 第7条第3項、同第4項、第58条、第59条 要求水準書 第1章 第3節 3.3(5) 要求水準書では住民対応について組合と運営事業者の連携によることを定めている。貴の所在により運営委託契約での対応が異なる。

項目	リスクの内容					組合	民間		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法（組合での対応策）	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	契約書等での適用箇所
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項		想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者								
第三者賠償	32	建設請負契約に係るリスク	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	第三者賠償、H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中		損害の負担	建設請負事業者による負担を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 工事の施工について、工事目的物に損害が生じたとき、又は第三者に損害を及ぼしたときは、建設請負事業者がその損害を賠償する（工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等を除く）	建設請負契約書第30条（但書を除く）、第31条第1項（但書を除く）、同第2項但書
	33	運営委託契約に係るリスク	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	第三者賠償、外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費			○	中		損害の負担	第三者賠償責任保険への加入を義務付け	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 運営事業者は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、組合又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償する。 運営事業者は保険に付保する。（提案による）	運営委託契約書第68条、第69条第2項
	34	民間の責による場合	事業者が実施する業務に起因しないので発生する事故等に対する賠償	契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	第三者賠償、外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○			中	第三者賠償責任保険への加入			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 民間事業者の責によるない損害については組合が賠償する。	建設請負契約書第30条但書、第31条第1項但書、同第2項（但書を除く）
環境保全	35	建設請負契約に係るリスク	建設に伴って発生した有害物質の排出や、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	復旧費、H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中		組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担） 損害の負担	建設請負事業者が生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 改善のための施設改修、その他関連する費用は、建設請負事業者が負担する。 ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書第30条（但書を除く）、第31条第1項（但書を除く）、同第2項但書
	36	運営委託契約に係るリスク	施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	復旧費、外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費			○	中		組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担） 損害の負担	運営事業者が生じた損害を負担する旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 改善のための施設改修、運営事業の改善に要する費用、その他関連する費用は、運営事業者が負担する。 ■ 組合は改善などが実施し、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、ペナルティとして委託費の減額を行う。	運営委託契約書第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条
物価変動	37	建設請負契約に係るリスク	物価変動により、建設費が、工事中工時に、建設請負契約締結時から変動する場合		物価変動費		○		中	物価変動費を負担（民間は大幅な物価変動があれば組合へ請求、組合は協議に応じる。）	一定の範囲内は負担	組合又は建設請負事業者は請負代金額の変更を請求する旨を規定 変更額については協議する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合又は建設請負事業者は、本件契約締結の日から12月を経過した後に資金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。等（いわゆる全体スライド、単品スライド） ■ 組合又は建設請負事業者は、請求があったときは、請負代金額の変更に応じなければならない。請負代金額の変更額については、組合と建設請負事業者が協議して定める。	建設請負契約書第28条
	38	運営委託契約に係るリスク	物価変動により、運営費が変動する場合		物価変動費		○		中	物価変動費を負担（民間は大幅な物価変動があれば組合へ請求、組合は協議に応じる。）	一定の範囲内は負担	見直し協議を行う旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 事業に要する経費に対応する物価指数の変動が一定比率を超えた場合、委託費の見直し協議を行う。	運営委託契約書第52条
資金調達	39	建設請負契約に係るリスク	組合が、工事費の支払等の債務を履行しない場合	組合が、財政的理由等により工事費の支払を行うことができない場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費		○	大	建設請負事業者の実行済み業務費（損害）の負担（民間が損害賠償額を精算、組合にて精査し、協議の上決定）			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 前払金の支払が行われない場合、建設請負事業者は工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。 ■ 組合は、建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 ■ 建設請負事業者は契約を解除することができる。 ■ 建設請負事業者は生じた損害を組合に請求することができる。	建設請負契約書第47条、第54条第1項(2)
	40			組合の工事費支払が遅延する場合	建設請負契約の見直し、支払い遅延による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費、民間に対する遅延損害金（遅延利息）		○	中	建設請負事業者の業務変更に係る経費（損害）（民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定） 遅延利息の支払い			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 前払金の支払が行われない場合、建設請負事業者は工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。 ■ 組合は、建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	建設請負契約書第47条
	41		民間の責による場合	建設請負事業者が用意する資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生する場合	事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○	中		建設請負事業者が生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ （組合の支払実施までのつなぎ資金など建設事業に必要な資金調達は建設請負事業者の責で行うものと解釈） ■ 建設請負事業者乙の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書第49条第1項、同第2項	
	42	運営委託契約に係るリスク	組合が、運営委託費の支払等の債務を履行しない場合	組合が、財政的理由等により委託費の支払を行うことができない場合	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費	○		大	運営事業者の実行済み業務費の負担 運営事業者に対する損害賠償			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 運営事業者は組合の契約に基づく債務の不履行に対し、契約を解除することができる。 ■ 運営事業者は組合に対して損害賠償を請求することができる。	運営委託契約書第63条
	43			組合の委託費支払が遅延する場合	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	民間に対する遅延損害金（遅延利息）の発生、運営事業者の業務変更に係る経費	○		中	運営事業者の実行済み業務費の負担			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 組合は、組合の負うべき責により運営事業者が生じた遅延損害金を賠償する。	運営委託契約書第73条第2項
	44		運営事業者の事業破綻	運営事業者の事業放棄、破綻の場合	運営事業者の再選定等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の選定及び再契約に係る経費			○	大	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担） 損害保険（企業費用・利益総合保険等）の検討	組合は契約を解除し、運営事業者は損害賠償金を組合に支払う旨を規定 損害賠償金については構成員の損害賠償に係る連帯責任である旨を規定	運営委託契約 基本契約	組合、運営事業者 構成員	■ 組合は、運営事業者の責に帰する事由により契約を解除することができる。 ■ その場合、運営事業者は、解除の日を基準日とする運営期間の残期間に係る委託費の10分の1に相当する金額又は、年間運営費のいずれか高い方の金額を組合に支払う。 ■ 構成員は、運営委託契約に基づく運営事業者の組合に対する損害賠償義務及び連約金支払義務の履行を保証する。	運営委託契約書第60条、第61条 基本契約書第10条
金利変動	45		運営事業者の破綻等が発生する可能性がある場合	運営事業者の業況悪化による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の選定及び再契約に係る経費			○	中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	構成員に運営事業者の経営・資金繰り等の支援要請を規定	基本契約 運営委託契約	組合 構成員	■ 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合等、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資等の支援措置を検討すること等により、運営事業者を倒産させないよう最大限の努力を行う。 ■ 運営事業者は株主への支援要請を行う。	基本契約書第3条 運営委託契約書第72条	
	46		金利上昇に伴う資金調達コストの増大となる場合	-	-	-	○		小	-	-	-	-	-	■ 金利上昇に伴う資金調達コストの増大は公共が負う。	-
	47	建設請負契約に係るリスク	風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合（建設請負契約締結後）	大規模災害による損害が大きくなり、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○		大	建設請負事業者の実行済み業務費の負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 不可抗力により工事の実施が不可能となる場合は、組合と建設請負事業者の協議を経て、組合は契約解除できる。	建設請負契約書第53条第1項、第61条
不可抗力	48		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	災害復旧、建設請負契約の見直し	災害復旧費、H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の実行済み業務費、建設請負事業者の業務変更に係る経費、再契約に係る経費		○		中	建設請負事業者の実行済み業務費の負担	損害合計額のうち請負代金に係る費用の1%を建設請負事業者が負担する旨を規定		建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 不可抗力による場合、建設事業者は工期の延長を請求することができる。 ■ 不可抗力による建設事業者の損害額、増加費用については、損害合計額のうち請負代金額の1/100を超えるまでは建設請負事業者が負担、それ以上は組合が負担する。	建設請負契約書第24条、第32条
	49	運営委託契約に係るリスク	風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合（運営委託契約締結後）	大規模災害による損害が大きくなり、事業の実施が不可能となる場合	災害復旧、外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費		○		大	運営事業者の実行済み業務費の負担			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 不可抗力による契約の履行が不可能になった場合は組合と運営事業者の協議を経て、組合は契約解除ができる。 ■ 契約解除に至った場合は、組合は、運営事業者の行った本業務のうち、対応する委託費が支払われていない業務に係る委託費を、速やかに運営事業者に支払う。	運営委託契約書第54条、第64条

項目	リスクの内容					組合	民間		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法 (組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	契約書等での適用箇所	
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項		想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者									
債務不履行		50		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	災害復旧、外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る業務変更に係る経費	○			中	運営事業者の実行済み業務費の負担		委託費の1%を運営事業者が負担する旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 不可抗力により本業務に追加の合理的費用が発生した場合、当該費用の負担は、不可抗力が生じた日が属する事業年度の委託費の100分の1に至るまでは運営事業者が当該追加費用を負担するものとし、これを超える額については組合が負担する。	運営委託契約書第54条、第55条
		51	建設請負契約に係るリスク	建設請負事業者の事業放棄、破綻の場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費		○		大	組合に生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定 損害賠償金については構成員の損害賠償に係る連帯責任である旨を規定	建設請負契約基本契約	組合、建設請負事業者構成員	■ 組合は、建設請負事業者の不履行により契約を解除することができる。 ■ その場合、建設請負事業者は、違約金を組合に支払わなければならない。 ■ 構成員は、運営委託契約に基づく運営事業者の組合に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証する。	建設請負契約書第51条 基本契約書第10条	
		52		要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の停止、建設請負事業者の再選定、協議、再契約による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費		○		大	組合に生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定 損害賠償金については構成員の損害賠償に係る連帯責任である旨を規定	建設請負契約基本契約	組合、建設請負事業者構成員	■ 組合は、建設請負事業者の不履行により契約を解除することができる。 ■ その場合、建設請負事業者は、違約金を組合に支払わなければならない。 ■ 構成員は、運営委託契約に基づく運営事業者の組合に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証する。	建設請負契約書第51条 基本契約書第10条	
		53		要求水準の未達の場合	協議、改善の設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中	組合に生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	組合が改善勧告を行い、建設請負事業者に修復	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書第49条第1項、同第2項	
		54	運営委託契約に係るリスク	要求水準未達成のため契約が解除される場合	運営事業者の再選定等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の選定及び再契約に係る経費			○	大	組合に生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	組合が改善勧告を行ったにもかかわらず要求水準の達成が困難である場合、組合は契約を解除し、運営事業者は組合に対する損害賠償の支払いを行う旨を規定 損害賠償金については構成員の損害賠償に係る連帯責任である旨を規定	運営委託契約基本契約	組合、運営事業者構成員	■ 組合は、運営事業者の責に帰する事由により契約を解除することができる。 ■ その場合、運営事業者は、解除の日を基準日とする運営期間の残期間に係る委託費の10分の1に相当する金額又は、年間運営費のいずれか高い方の金額を組合に支払わなければならない。 ■ 構成員は、運営事業者の組合に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証する。	運営委託契約書第60条、第61条 基本契約書第10条	
		55		要求水準未達成の場合で、その原因が、運営事業者から業務を受託する構成員等の責による場合	運営事業者の再選定、協議、再契約等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の選定及び再契約に係る経費			○	中	組合に生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	当該の構成員等を、組合が適当と認める他の事業者に差替えを規定	基本契約 運営委託契約	組合、運営事業者構成員	■ 要求水準未達成への対応は上記(54)と同じ。 ■ 当該構成員等が、要求水準を達成できない場合には、運営事業者と組合との協議により、他の事業者に交代させる。	運営委託契約書第42条、第43条、第44条、第45条 基本契約書第3条第3項(5)の規定に対し、組合が株式の譲渡を承認し、他事業者へ株式を譲渡させる(構成員の場合)。	
		56		要求水準の未達の場合	協議、改善策の策定、運営業務内容の変更、契約見直しによる事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費			○	中	組合に生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 委託費の減額を行う旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■ 組合は運営事業者に猶予期間をあたえ、改善を行わせる。 ■ 組合は改善などが実施し、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、ペナルティとして委託費の減額を行う。	運営委託契約書第42条、第43条、第44条、第45条	
		57	組合の責による場合	組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行の場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運営委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費		○		大	建設請負事業者の実行済み業務費の負担、建設請負事業者に対する損害賠償			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合の債務不履行による増加費用は組合が負担する。 ■ 組合の債務不履行により、工期内に工事を完成することができない場合においては、協議の上、必要な変更を行うとともに、増加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。 ■ 組合の債務不履行が解消されない場合は、協議の上、建設請負事業者は契約を解除することができる、この場合、組合は、建設請負事業者に生じた損害を賠償する。	建設請負契約書第47条、第54条
	58									運営事業者の実行済み業務費の負担、運営事業者に対する損害賠償			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の債務不履行による追加費用は組合が負担する。 ■ 運営事業者は組合の契約に基づく債務の不履行に対し、契約を解除することができる。 ■ 運営事業者は組合に対して損害賠償を請求することができる。	運営委託契約書第63条、第66条	

2. 設計段階																
測量、調査の不備	59	組合の責による場合	組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更がある場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合の責により、設計変更及び仕様変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、組合は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。	建設請負契約書第21条
	60	民間の責による場合	建設請負事業者が追加で実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更がある場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書第49条第1項、同第2項	
基本・実施設計の変更	61	組合の責による場合	組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合は、要求水準書等の変更内容を建設請負事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、組合は、建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	建設請負契約書第21条、第22条、第33条
	62		組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○			大	建設請負事業者の実行済み業務費の負担、建設請負事業者に対する損害賠償			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更により事業の実施が不可能になった場合、協議の上、組合は本件契約を解除し、建設請負事業者に生じた損害を負担する。 ■ 請求代金額が2/3以上減少する、工事中止期間が5/10を超える等の事態が発生する場合は、建設請負事業者が契約を解除することができる。	建設請負契約書第53条、第54条
	63	民間の責による場合	建設請負事業者の基本・実施設計不備等による設計の変更や瑕疵に伴う経費の増加や遅延	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	建設請負事業者が、生じた損害を負担	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者は設計の瑕疵責任を負う。 ■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書第49条第1項、同第2項	
	64		建設請負事業者の基本・実施設計不備等による設計の変更や瑕疵に伴う経費の増加や遅延により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費		○		大	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	組合による契約解除を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の設計の変更や瑕疵により事業の実施が不可能になった場合、協議の上、組合は本件契約を解除することができる。	建設請負契約書第51条	
建設着工の遅延	65	組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど組合の事由により建設着工が遅延した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合の責により、建設着工が遅延となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、組合は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。	建設請負契約書第22条
	66	民間の責による場合	施設設計の遅れなど建設請負事業者の事由により建設着工が遅延した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の責により組合に発生した損害は、建設請負事業者が負担する。	建設請負契約書第49条第1項、同第2項	

項目	リスクの内容				組合	民間		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法（組合での対応策）	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	契約書等での適用箇所
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者								
3．建設段階															
用地不備	67	住民反対等の理由により、用地の取得が不可能となり、事業の実施が不可能となった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○			大	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 用地の確保、造成は組合が行う。 ■ 用地確保が困難となり事業の実施が不可能になった場合、協議の上、組合は契約を解除することができる。 ■ 組合は、本件契約を解除したことにより建設請負事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 ■ 建設請負事業者が組合の債務不履行を理由に契約を解除することができる。	建設請負契約書 第19条第1項、第53条、第54条
	68	住民反対等の理由により、用地の取得が遅延し、建設着手が遅延した場合	建設請負委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 用地の確保、造成は組合が行う。 ■ 組合は、用地確保ができないことにより建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	建設請負契約書 第19条第1項、第22条
	69	用地の瑕疵、埋蔵文化財の発見により、建設着手が遅延した場合	建設請負委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 埋蔵文化財の発見により、要求水準で明示されていない施工条件について予告することができる1特別な事態が生じた場合は、協議を行う。	建設請負契約書 第21条第1項～第4項
工事遅延	70	組合の責による場合	組合の提示条件の不備や組合の指示により工事が変更された場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	○			中	建設請負事業者の業務変更に係る経費（損害）（民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定）			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者が要求水準書の不一致、提示条件の不備などを発見した場合は、組合に通知する。 ■ 組合は、提示条件の不備や組合の指示により工事が変更された場合により建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	建設請負契約書 第21条、第22条
	71	民間の責による場合	建設請負事業者の事由により工事が変更された場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延		○		中		組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	建設請負事業者が生じた損害を負担	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。 ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書 第30条（但書を除く）、第49条第1項、同第2項
	72		建設請負事業者の設計の変更や瑕疵が発生した場合	協議、改善の設計や施工による事業の遅延			○	中		組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	建設請負事業者が生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。 ■ 組合は、工事目的物に瑕疵があるときは、建設請負事業者に対してその瑕疵の修補、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。 ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書 第30条（但書を除く）、第49条第1項、同第2項
	73	工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が発生した場合		H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中		工事完工保証の差し入れを検討	工事完工保証等を提案させ、差し入れを求める旨の規定 建設請負事業者が生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。 ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書 第30条（但書を除く）、第49条第1項、同第2項
工事費増大	74	建設請負事業者の責による工事費の増加が発生した場合		建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		小	増大事業費の負担	建設請負事業者が生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。	建設請負契約書 第30条（但書を除く）	
	75	組合による要求水準の変更により工事工程、工事方法が変更となり、工事費の増加が発生した場合		建設請負事業者の業務変更に係る経費	○			小	増大事業費の負担（民間が増額を精算、組合にて精査し、協議の上決定）			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合は、必要があると認めるときは、要求水準書等を変更することができる。 ■ この場合において、組合は、建設請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	建設請負契約書 第22条
	76	調査、工事に係る事故が発生した場合	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		○		中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担） 損害保険（建設工事保険、第三者賠償責任保険、労災総合保険等）による対応	加入すべき損害保険の提案させ、加入を義務付けるよう規定		建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設事業の実施に關して生じた損害及び第三者に及ぼした損害については、組合の責によるものを除き建設請負事業者が負担する。 ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により事業が遅延する場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書 第30条（但書を除く）、第31条第1項（但書を除く）、第49条第1項、同第2項
試運転、引渡性能試験	77	組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	ごみ量が充足するまでの事業の遅延	○			中	建設請負事業者の業務変更に係る経費（損害）（民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定）			建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 組合は処理対象物を供給する ■ 組合は、建設請負事業者に損害を及ぼした場合は必要な費用を負担する。	建設請負契約書 第21条第1項(5)、同第5項
	78	民間の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	原因の調査、改善の設計や協議及び施工、再試験等による事業の遅延		○		中	組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	建設請負事業者が生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	■ 建設請負事業者の費用負担により、検査の手続、補修工事その他必要な追加工事を行う。 ■ 建設請負事業者の責めに帰すべき事由により事業が遅延する場合においては、組合は、損害金の支払いを建設請負事業者に請求することができる。	建設請負契約書 第34条、第49条第1項、同第2項	
4．維持管理・運営段階															
ごみ量、ごみ質の変動	79	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合、実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動リスク	特になし（運営事業者の運営費の増減は発生するが、組合の支払う固定費・変動費単価には影響なし）	用役費の増加			○	小				運営委託契約	組合、運営事業者	■ 計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、運営事業者は、委託費の変更、その他費用の負担を請求することはできない。	運営委託契約書 第47条
	80	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合、	ごみ量・ごみ質の変動が一時的な要因による場合	運営事業者における運営費用の変動による運営事業者の経営への影響が生じる。	○			中	組合が、運営事業者に発生した一定以上の増加費用を負担			運営委託契約	組合、運営事業者	■ ごみ量、ごみ質の変動による影響が、計画範囲を超える場合、運営事業者は増加分の費用を組合に請求することができる。	運営委託契約書 第17条、第46条、第47条、第51条、第52条
	81	取集形態の変更等により、ごみ量・ごみ質の変動が生じ、そのため当初の規定との乖離が生じ、当初規定のごみ量・ごみ質に反することが想定されない場合等のコスト変動リスク	取集形態の変更等により、ごみ量・ごみ質の変動が生じ、そのため当初の規定との乖離が生じ、当初規定のごみ量・ごみ質に反することが想定されない場合等	運営事業者における運営費用の変動により、運営事業者の業務実施に大きな影響が発生。	○			大	組合が、運営事業者に発生した一定以上の増加費用を負担（民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定）			運営委託契約	組合、運営事業者	■ ごみ量、ごみ質の変動による影響が、計画範囲を超える場合、運営事業者は増加分の費用を組合に請求することができる。 ■ 要監視基準値に適合するためのプラント設備の改造が必要になった場合、改造費用を組合が負担する。 ■ 運営事業者と組合は、プラント等の改造が行われた結果、委託費が不適切となった場合、運営委託費の見直しについて協議する。	運営委託契約書 第17条、第46条、第47条、第48条、第51条、第52条
	82	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	運営事業者における運営費用の変動による運営事業者の経営への影響が発生	用役費の増加、維持管理費・修繕費の増加	○			中	組合が、運営事業者に発生した一定以上の増加費用を負担			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 当該処理を組合が実施しようとするときは、運営事業者はその処理処分に協力する。この場合、組合は、運営事業者と協議の上、追加的費用を運営事業者に支払う。	運営委託契約書 第20条、第51条、第52条
性能未達	83	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費等の増大リスク	原因の調査、改善の設計や協議及び施工、再試験等によるごみ処理の遅滞等の発生 停止基準抵触による運転停止	外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費			○	中	・基本契約に基づき、運営事業者の責によるものか、建設請負事業者の責によるもの（施設瑕疵）かを早急に協議・組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担） （運営事業者の責による場合） ・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定（建設請負事業者の責による場合）→施設瑕疵へ		基本契約	組合、建設請負事業者、運営事業者、構成員、協力企業	■ 建設請負事業者と運営事業者は、基本契約の規定に基づく早急な協議を行い、組合に責の所在、対応等について報告又は協議の申し入れをする。一定期間内に組合への報告又は協議の申し入れが行われな場合はペナルティを課す。	基本契約書 第8条	
	84	組合の事由により、契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費等の増大リスク	改善の設計や協議及び施工、再試験等によるごみ処理の遅滞等が発生	外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費	○			中	組合が、改修に必要な費用を負担する。また、改修により委託費の見直しが必要となる場合は見直しを行う。			運営委託契約	組合、運営事業者	■ 停止基準が達成されていないことが判明した場合には、運営事業者は、直ちに運転を停止させる。 ■ 組合は運営事業者に対して改善勧告を行い改善させる。 ■ 運営事業者が改善を行い、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、組合は委託費を減額する。	運営委託契約書 第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条

項目	リスクの内容				組合	民間		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法（組合での対応策）	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	契約書等での適用箇所		
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者										
施設瑕疵	85	施設的设计・施工瑕疵に係るリスク	協議、改善の設計や施工による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、改善費		○		中		ごみ処理費、復旧費（民間協定等による起因者による損害負担） 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険等の検討	加入すべき保険を提案させ、保険の加入を義務付ける 建設請負事業者が損害を負担	基本契約、建設請負契約	組合、建設請負事業者 構成員 協力企業	■建設請負事業者と運営事業者は、基本契約の規定に基づく早急な協議を行い、組合に責の所在、対応等について報告又は協議の申し入れをする。一定期間内に組合への報告又は協議の申し入れが行われない場合はペナルティを課す。 ■組合は、工事的物に瑕疵があるときは、建設請負事業者に対して修補を請求し、又は損害の賠償を請求することができる。	建設請負契約書第48条 基本契約書第8条		
	維持管理運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	86	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達によるコスト増大リスク（不適正な運転、保守点検、整備によりコストが増大した場合）	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞	改善費用			○	中		増加費用、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■組合は運営事業者に猶予期間をあて、改善を行わせる。 ■運営事業者が改善を行い、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、組合は委託費を減額する。	運営委託契約書第42条、第43条、第45条	
	87	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達による運転停止リスク（不適正な運転、保守点検、整備により運転が停止した場合）	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用				○	大	ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定 ・組合でごみの外部処理に要した費用等は運営事業者が負担する。	運営委託契約	組合、運営事業者	■組合は運営事業者に猶予期間をあて、改善を行わせる。 ■運営事業者が改善を行い、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、組合は委託費を減額する。 ■組合で外部処理に要した費用等を運営事業者が負担する。	運営委託契約書第42条、第43条、第45条		
	88	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	改善費用				○	中	増加費用、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■搬入禁止物の混入が原因で本施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生したときは、運営事業者がその費用を負担する。	運営委託契約書第21条		
	89	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）の運転停止リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用				○	大	ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定 ・組合でごみの外部処理に要した費用等は運営事業者が負担する。	運営委託契約	組合、運営事業者	■搬入禁止物の混入が原因で本施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生したときは、運営事業者がその費用を負担する。 ■組合で外部処理に要した費用等を運営事業者が負担する。	運営委託契約書第21条		
	90	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	改善費用	○				中	組合が、発生した修繕費を負担する		運営委託契約	組合、運営事業者	■運営事業者が善良なる管理者の注意義務を履行している場合、搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは組合が負担する。	運営委託契約書第21条		
	91	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用	○				大	組合が、発生した修繕費、外部処理委託費用を負担する		運営委託契約	組合、運営事業者	■運営事業者が善良なる管理者の注意義務を履行している場合、搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは組合が負担する。	運営委託契約書第21条		
	92	その他維持管理運営不備によるコスト増大リスク	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞	改善費用				○	中	ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定	運営委託契約	組合、運営事業者	■組合は運営事業者に猶予期間をあて、改善を行わせる。 ■運営事業者が改善を行い、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、組合は委託費を減額する。	運営委託契約書第42条、第43条、第44条、第45条		
	93	その他維持管理運営不備による運転停止リスク	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用				○	大	ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定 ・組合でごみの外部処理に要した費用等は運営事業者が負担する。	運営委託契約	組合、運営事業者	■組合は運営事業者に猶予期間をあて、改善を行わせる。 ■運営事業者が改善を行い、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、組合は委託費を減額する。 ■組合で外部処理に要した費用等を運営事業者が負担する。	運営委託契約書第42条、第43条、第44条、第45条		
施設破損	94	事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費				○	中	ごみ処理費、復旧費（民間協定等による起因者による損害負担）	運営事業者が損害を負担する	運営委託契約	組合、運営事業者	■運営事業者の責に帰する場合は、運営事業者の費用負担により修補、改善等を行う。 ■不可抗力により発生した場合は組合及び運営事業者が負担する。 ■それ以外の場合には、組合が当該費用を負担する。	運営委託契約書第43条、第44条、第45条		
	95	第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費		○			中	組合が、発生した修繕費を負担する		運営委託契約	組合、運営事業者	■運営事業者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、運営事業者の責めに帰すべき事由により生じたものなどは、運営事業者が負担する。 ■それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、組合が負担する。 ■不可抗力による場合には、組合及び運営事業者が負担する。	運営委託契約書第44条		
技術革新	96	技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大リスク	- - -	- - -		○		○	-	（組合と運営事業者の協議による）		運営委託契約	組合、運営事業者	■組合又は運営事業者は、プラントの機能向上のため、新たに開発された技術の採用による改良等の計画を提案することができる。提案がなされた場合、組合と運営事業者は当該提案の実施及び費用の負担について協議する。	運営委託契約書第31条		
発電収入の変動	97	電力会社の買電単価変更による発電収入の変動リスク	組合の発電収入の増減	- - -	○			-	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -			
	98	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による発電収入の変動リスク	組合の発電収入の増減	- - -	○			小	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -			
	99	事業者の事由による発電収入の変動リスク	組合の発電収入の増減	- - -				○	小	・基本契約に基づき、運営事業者の責によるものか、建設請負事業者の責によるもの（施設瑕疵）かを早急に協議 ・組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	（運営事業者の責による場合） ・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・委託費の減額を行う旨を規定 （建設請負事業者の責による場合）→施設瑕疵へ	基本契約 運営委託契約	組合、建設請負事業者 運営事業者 構成員 協力企業 組合、運営事業者	■建設請負事業者と運営事業者は、基本契約の規定に基づく早急な協議を行い、組合に責の所在、対応等について報告又は協議の申し入れをする。一定期間内に組合への報告又は協議の申し入れが行われない場合はペナルティを課す。 ■組合は運営事業者に対して改善勧告を行い改善させる。 ■運営事業者が改善を行い、正常な運転ができるよう回復したことを組合が確認するまで、組合は委託費を減額する。	基本契約書第8条 運営委託契約書第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条		
ユーティリティの不備	100	民間の責による場合	ユーティリティの事故・故障（責任分界点内）によるコスト増大、運転停止リスク	運転停止、ごみ処理の停滞等				○	中	施設瑕疵又は性能未達の対応に準じる	施設瑕疵又は性能未達の対応に準じる	運営委託契約	組合、運営事業者	■施設瑕疵又は性能未達の対応に準じる	運営委託契約書第42条、第43条、第44条、第45条		
	101	組合、民間のいずれの責にもよらない場合	ユーティリティの事故・故障（外部から責任分界点まで）によるコスト増大、運転停止リスク	運転停止、ごみ処理の停滞等		○			中	外部から責任分界点までの不備については組合が一時的に費用を負担する		運営委託契約	組合、運営事業者	■運営事業者の責にも帰すべきでない事由によるユーティリティの事故・故障により発生する追加費用は組合が一時的に費用を負担する。	運営委託契約書第42条、第43条、第44条、第45条		
処理手数料の未徴収	102	本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者の料金未徴収に係るリスク	組合の収入の増減	- - -				○	○	○	小	処理手数料	（試運転期間）建設請負事業者が損害を負担する（運営期間）運営事業者が損害を負担する	要求水準書 建設請負契約 運営委託契約	組合、建設請負事業者 運営事業者	■処理手数料の未徴収は建設請負事業者又は運営事業者が負担する。	要求水準書第3部 第3章 第1節 1.3 建設請負契約書第30条 運営委託契約書第66条

4. 事業終了時

施設の性能確保	103	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク	原因の調査、改善の運転計画の作成、事業終了の遅延等	復旧費の発生、遅延期間に係る維持管理運営費の発生			○	大		適正な維持管理の実施による施設性能の確保	事業終了前の適切な時期に性能を確認し、性能確保ができない場合は事業終了までに運営事業者による修復を規定する	運営委託契約	組合、運営事業者	■事業期間終了時の引継ぎ条件として本施設が運営期間終了時点で支障のない状態である状態であることを規定	運営委託契約書第56条
事業終了時の諸手続に係るコスト増大	104	事業終了時の諸手続に係る事業者の事由によるコスト増大リスク	事業終了の遅延等	手続に係る費用の増加、遅延期間に係る維持管理運営費の発生			○	中		適切な終了手続の実施	事業終了の遅延に係る維持管理運営費等は運営事業者が負担することを規定する	運営委託契約	組合、運営事業者	■運営事業者の責めに帰すべき事由により本来有すべき基本性能を欠いている場合には、運営事業者は、自らの費用負担により、必要な補修等を実施する。	運営委託契約書第57条、第65条
	105	事業終了時の諸手続に係る組合の事由によるコスト増大リスク	事業終了の遅延等	手続に係る費用の増加、遅延期間に係る維持管理運営費の発生	○			中		適切な終了手続の実施		運営委託契約	組合、運営事業者	■組合の責めに帰すべき事由により、遅延期間に係る維持管理運営費等が生じた場合、組合は運営事業者が生じた損害を負担する。	運営委託契約書第66条